

令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震
福島県建築士会郡山支部による被害認定調査の
協力について



令和3年3月8日
郡山市税務部資産税課
担当：佐藤 宏之
TEL：924-2091

ターゲット 13.1

SDGs ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に関する強靱性（レジリエンス）及び適応能力を強化する

建築士の専門的な資格を有する福島県建築士会郡山支部から、被災家屋等に係る被害認定調査のため、協力をいただくこととなりましたので、お知らせします。

- 1 期 間 令和3年3月9日から3月31日まで
- 2 協力人数 5名／日
- 3 業務内容 被災家屋（マンション・大型店舗等の非木造建築物）に係る現地調査

なお、3月9日から、福島県建築士会郡山支部、東北市長会の派遣職員、及び市職員の官民合同チーム（3班編成）によるマンション・大型店舗等の非木造建築物に係る被害認定調査を開始します。